別紙 1

# 千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023
# 骨子（案）

# 目　次


第1章　はじめに ..... 1
1　本市の地勢、緑と水辺の特長 ..... 1
2　緑と水辺の都市宣言 ..... 1
3　緑と水辺のまちづくりのあゆみ ..... 2
4　計画改定の趣旨 ..... 3
5　本計画の概要 ..... 3
(1) 計画の名称 ..... 3
(2) 計画の期間 ..... 3
(3) 計画の対象となる区域 ..... 3
(4) 計画で示すもの ..... 3
6　本計画の位置づけと関連する計画 ..... 3

第2章　緑と水辺の現状と課題 ..... 4
1　緑の現状 ..... 4
(1) 緑の分布　令和2年(2020年) ..... 4
(2) 緑の変遷　昭和19年（1944年）～令和2年(2020年) ..... 4
2　水辺の現状 ..... 5
(1) 川辺や海辺の現況 ..... 5
(2) 川辺や海辺の推移 ..... 5
3　緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況 ..... 6
4　緑と水辺のまちづくりに関わる国の動向（法改正等） ..... 10
5　本市のまちづくりや緑と水辺を取り巻く状況 ..... 11
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進 ..... 11
(2) 都市スポンジ化と都市のコンパクト化 ..... 11
(3) 自然災害の激甚化 ..... 11
(4) 新型コロナウイルスを契機としたニュー・ノーマルなまちづくり ..... 11
6　市民意識 ..... 12
7　本計画で設定するまちづくり及び緑と水辺の主な課題 ..... 13

第3章　本計画における基本的な考え方 ..... 14
1　本計画のテーマ ..... 14
2　目指す緑と水辺の姿（全市レベルと地域レベル） ..... 15
(1) 計画のつくり（3つの階層構造） ..... 15
(2) 全市レベルの緑と水辺の姿 ..... 16
ア　全市レベルの緑と水辺の姿 ..... 16
イ　すごしたくなる緑と水辺の11拠点 ..... 18
(3) 地域レベルの緑と水辺の姿 ..... 20
(4) 関わる人々の姿 ..... 20
3　本計画のポイント ..... 22
(1) 新たに導入する考え方（グリーンインフラ） ..... 22
(2) 川辺におけるグリーンインフラの取組推進 ..... 22
(3) 新たに導入する考え方（都市デザイン） ..... 23

第4章　緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性 ..... 24
1　緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性 ..... 24
2　本計画において設定する目標 ..... 25

第5章　計画の推進と進行管理 ..... 26
1　計画の推進 ..... 26
2　進行管理 ..... 26

資料編 ..... 27
1　市民意識調査の結果 ..... 28
2　現計画の振り返り ..... 34

# 第１章　はじめに

## 1　本市の地勢、緑と水辺の特長

本市は、東京湾の湾奥部に面し千葉県のほぼ中央、東京都心から東に約 40 ㎞、成田国際空港及び東京湾アクアライン接岸地の木更津市から約 30 ㎞の距離に位置します。

市域面積は、約 272 ㎢、人口約 98 万人を擁する政令指定都市であり、市域の前面には東京湾の水辺が、後背地の下総台地には大規模な緑が広がります。また、東京湾や印旛沼に流入する花見川、鹿島川、都川等の 13 の河川を有します。

地形は全体的に平坦で都市の成長とともに市街化が進みましたが、首都圏の大都市でありながら、市域の約半分が緑と水辺という恵まれた環境を有することは、本市の特長となっています。

千葉市の位置

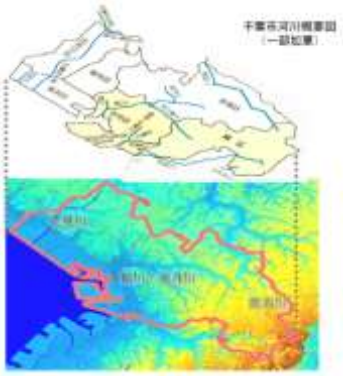

千葉市の河川概略図及び標高データ

（出典　国土地理院デジタル標高地形図関東）

## 2　緑と水辺の都市宣言

本市では、豊かな緑と水辺に育まれていることを都市イメージとして確立するため、昭和 59 年(1984 年)10 月 20 日に「緑と水辺の都市宣言」を行いました。本都市宣言では、恵まれた緑と水辺の自然環境を千葉市の個性にまで高め、次代に引き継いでいくことを誓って、市民総ぐるみで緑と水辺の都市づくりを進めることを宣言しました。

**宣　言　文**

私たちは、生命をはぐくみ文化を支える緑と水辺に恵まれた美しい環境のなかに住みたいと願う。

千葉市は、東京湾の水辺と下総台地に広がる豊かな緑に囲まれ、縄文の昔から、恵まれた自然環境のなかで、健やかで活力に満ちた生活が営まれてきた。私たちは、この千葉市に住むことを誇りとし、都市づくりの総べてにわたって、自然との調和を求めつつ、この緑と水辺を千葉市の個性にまで高め、これを次代に引き継ぎたいと思う。

このため、市民の総力をあげて、豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりをすすめることを誓い、ここに、私たちの郷土千葉市を「緑と水辺の都市」とすることを宣言する。

## 3　緑と水辺のまちづくりのあゆみ

本市では、縄文の昔から東京湾の水辺と下総台地の緑に囲まれた豊かな自然環境の中で生活が営まれ、自然と共生した暮らしの痕跡は、特別史跡加曽利貝塚を代表とする 123 か所の貝塚として現代に残っています。

本市の緑と水辺に関するまちづくりとしての取組は、明治時代にはじまります。県庁前に本市初の公園（羽衣公園）が整備され、戦後には戦災復興事業により、本市初の大規模公園（千葉公園）が計画されました。

その後、人口の激増に対処しつつ、公園緑地の量の拡大を目指して施策を展開してきました。大規模公園の整備（昭和の森等）や身近な公園の整備、併せて民有の緑の保全（緑地協定の指定、民有地緑化等）を推進しました。また、埋立事業で消滅した海岸風景の再現のために、我が国初の人工海浜「いなげの浜」も造成しました。

緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の基本方針については、昭和 55 年(1980 年)の「千葉市緑のマスタープラン」にはじまり、昭和 62 年(1987 年)の「緑と水辺のネットワーク 21 世紀計画」、平成 9 年（1997 年）の「緑と水辺の基本計画」及び、平成 24 年（2012 年）の「緑と水辺のまちづくりプラン」と 4 つの計画で示してきました。

こうした歴代の計画では、緑と水辺の骨格上で（下図参照）、積極的に施策を展開していくこととし、大規模公園の整備（青葉の森公園、幕張海浜公園、花島公園、蘇我スポーツ公園）、公園計画の構想（加曽利貝塚縄文遺跡公園、都川の水の里公園）、緑地保全等を位置付けてきました。近年では、公園緑地の質の向上を目指して、他都市に先駆けて公民連携で緑と水辺の魅力向上の取組を行っています（稲毛海浜公園、泉自然公園）。緑と水辺の豊かさを実感できるまちづくりをこれからも進めて行く必要があります。

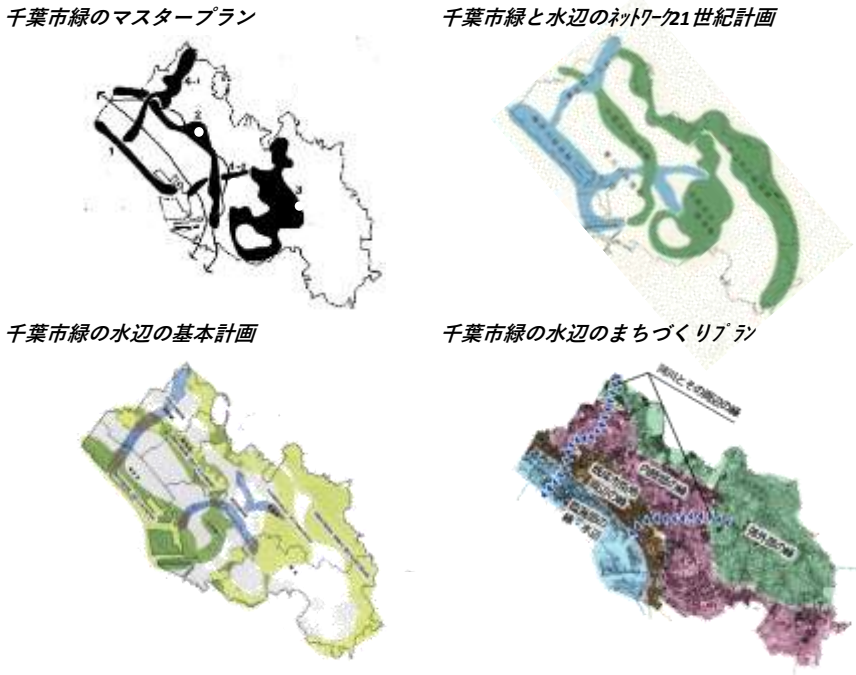


**図　歴代の計画における緑と水辺の骨格（ネットワーク）**

## 4　計画改定の趣旨

本市の緑と水辺のまちづくりは、平成 24 年（2012 年）4 月に策定した「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」（以下、現計画と言います）に基づいて進めていますが、現計画が令和 4 年度末（2022 年度末）に目標年次を迎えるため、新たな計画を策定します。

## 5　本計画の概要

### （1）計画の名称

「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023」

### （2）計画の期間

令和 5 年度（2023 年度）～令和 14 年度（2032 年度）までの概ね 10 年間

### （3）計画の対象となる区域

千葉市全域の緑と水辺

### （4）計画で示すもの

豊かな緑と水辺を次代に引き継ぐため、市民、団体、事業者、大学等多様な主体と行政が連携・協力して取組む、本市の緑と水辺のまちづくりの基本方針です。

## 6　本計画の位置づけと関連する計画

本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく、緑の基本計画として緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する法定計画としての位置付けを有しています。

庁内の計画との関係は、千葉市基本計画に即し、都市計画法に基づく都市計画マスタープラン等と適合します。また、景観法に基づく景観計画、水環境保全計画（生物多様性戦略を含む）、都市アイデンティ戦略プラン等とも関係します。

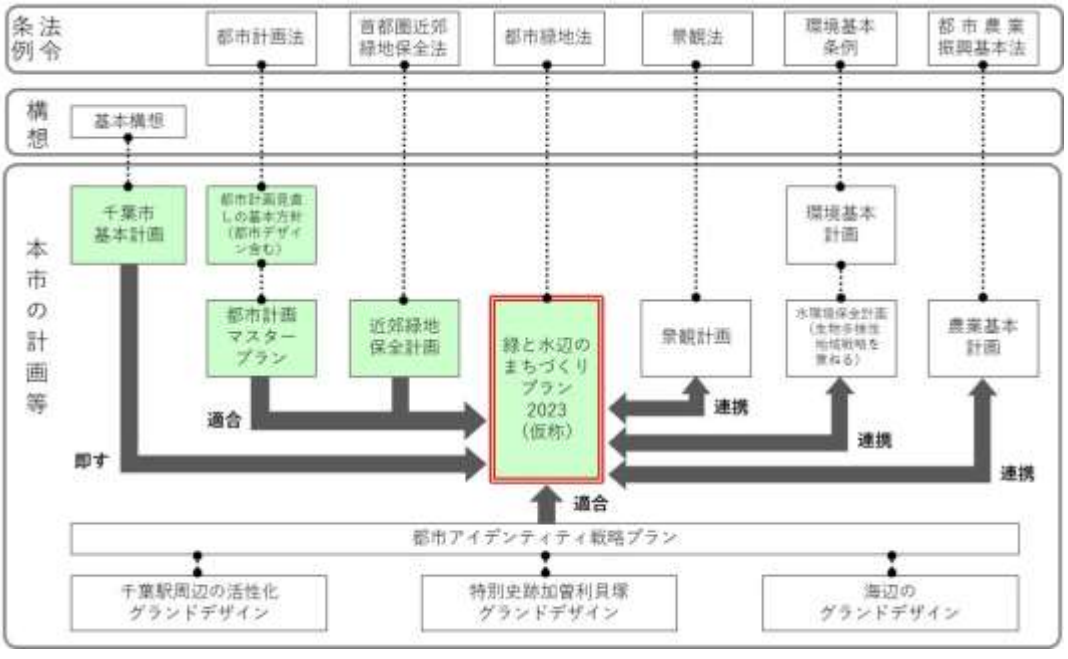


**図　本計画の位置づけ**

# 第 2 章　緑と水辺の現状と課題

## 1　緑の現状

### （1）緑の分布　令和 2 年(2020 年)

緑被地の大部分は、市東部の市街化調整区域と主要河川の上流部にまとまって分布しています。また、都市計画の区域区分境（市街化区域と市街化調整区域の境）にも分布しており、市全域での緑被面積は 13,217.9ha、緑被率は 48.6%です。こうした緑被分布は、河川等の自然環境由来のものと都市政策由来※のものとに大別できます。

※　都市計画で、市東部を市街化調整区域に決定したこと、区域区分境に穴抜き調整区域を設けたこと、海辺に大規模公園を決定したこと等を指しています。

### （2）緑の変遷　昭和 19 年（1944 年）～令和 2 年(2020 年)

緑の変遷状況は、下図のとおりであり、戦後の都市の成長に伴う市街化により緑被地は大幅に減少しましたが、近年では、一定の宅地開発等は依然として継続するものの、緑と水辺のまちづくりに関する取組や樹木の生長もあって、緑被地の総量は大きくは変化しませんでした。

開発圧力が高い首都圏の政令指定都市のなかでも、約 30 年間にわたって、市域の約半分を緑被地として確保できています。

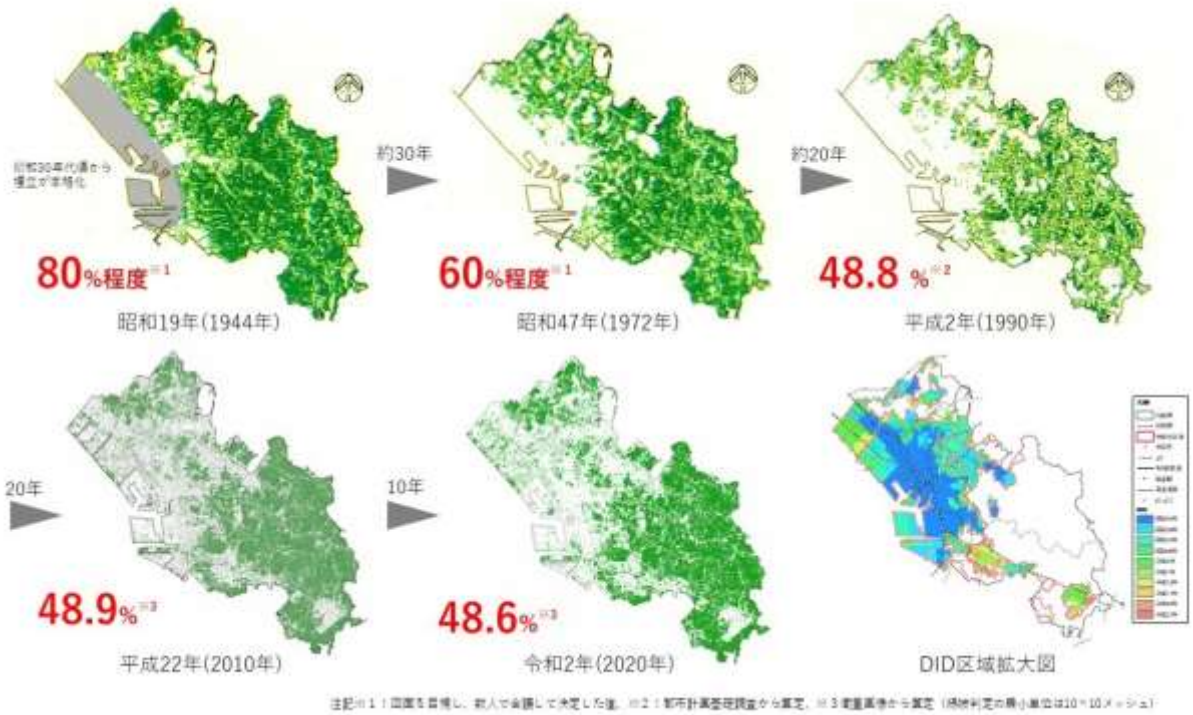


図　緑被地の変遷

## 2　水辺の現状

### （1）川辺や海辺の現況

市内には 13 の河川があり、台地からの湧水が水源となり、水田地帯から市街地へ、そして海や湖沼へと流下します。代表的なものとして、花見川では、上流は野鳥の生息地となり、下流には幕張新都心の市街地が広がります。昭和の森付近を水源とする鹿島川では、流域には水田や畑等の農村景観が広がります（優良農地が多く、農産物生産の中心地となっています）。市中央部の都川では、上流は野草等の自然環境に恵まれ、中流には特別史跡加曽利貝塚が位置し、下流には千葉都心の市街地が広がります。

本市の海岸線は約 42ｋｍに上り、稲毛～幕張には総延長 4.3㎞ の人工海浜が広がります（人工海浜として日本一の長さです）。また、千葉港～蘇我には港のふ頭景観が広がります。蘇我周辺は事業用の専用岸壁が多く、公共岸壁は千葉中央港の一角に限られています。本市では、こうした人工海浜や港等の「海辺」を都市アイデンティティの地域資源の 1 つに位置付けています。

### （2）川辺や海辺の推移

河川は川幅が狭く水量が少ないものの、農村部では農業用水として、街なかでも以前は、貨物運搬用の水路として、生活に密着した利用がなされていました。しかし、都市の拡大に伴う市街化により、治水面での安全性の確保のため、コンクリート護岸により河川改修等が行われる等、生活との密着度は徐々に薄れてきています。近年では、河川改修にあたり、多様な生物が生息できる多自然型川づくりも行っています。

また、海岸線は、戦前は遠浅の海であり、海水浴や潮干狩りで賑わいを見せていましたが、埋立事業により海岸風景は消失し、その後、いなげの浜等の造成を行いました。近年では、官民連携で人工海浜や港の魅力向上の取組を行っています。

**図　水系・河川の分布（水環境保全計画より抜粋）**

## 3　緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況

### （1）公園

＜配　置＞都市公園の整備量は令和 2 年度末(2020 年度末)で 1,146 個所／9,657,393 ㎡となり、一人当たりの都市公園敷地面積は約 9.82 ㎡／人です。首都圏の政令指定都市の中では、最上位です。また、市の都市公園条例で掲げる目標 10.0 ㎡／人に到達しつつあります。ただし、公園の地域配置には偏りも見られる状況です。

＜施　設＞設置から 30 年以上を経過した都市公園が全体の半数以上を占めており、施設のつくりが古いところもあります。近年では、子ども達や高齢者向けに部分的な施設更新を行っています。

＜運　営＞公園の管理は、大規模公園では指定管理、身近な公園では自治会等の公園清掃協力団体やパークマネジメント団体との協働で行っています。

### （2）街路樹

＜配　置＞高木の植栽本数は、令和 2 年度末(2020 年度末)で 45,944 本となり、その多くがニュータウン開発地や土地区画整理事業地に植栽されています。年月の経過により大径木化が進んでおり、木の根による舗装の持上げや、交差点付近での道路標識の視認性の低下等が生じています。

＜管　理＞歩行や車両通行の支障となる樹木の剪定や、秋の落ち葉対策として剪定を実施しています。街路樹の生育に十分な歩道空間がある場合には、ボリュームアップを図る等、街並みを意識した街路樹の管理までは取組めていない状況です。また、道路サポーター制度の一環として、市民らが街路樹管理に関わる仕組みもあります。

### （3）川辺

＜花見川＞川沿いの河川管理用通路には全長約 12.8ｋｍのサイクリングコースを設定しています。近年では、水に触れ合う親水施策（カヤック体験）を行っています。

＜鹿島川＞優良農地である農振農用地を中心に、農業関係施策を集中的に行っています。

＜都　川＞坂月川周辺では特別史跡加曽利貝塚が指定され、中流部では、都川水の里公園を整備中です。下流部では葭川プロムナードが整備されています。

＜河川の特徴＞川幅が狭く、親水護岸が少ないため、親水施策がやや展開しにくい状況です。

### （4）海辺（人工海浜、港）

＜浜　辺＞「海辺のグランドデザイン」に基づき、アーバンビーチの形成を目指して、官民連携で海辺の魅力向上の取組を行っています。稲毛海浜公園では、検見川地区において、海の見えるレストラン事業等を行っています。現在は、同公園のその他のエリアにおいて、リニューアル事業に取組中です。

＜　港　＞千葉中央港においても官民連携で魅力向上の取組を行っています。民間事業者により旅客船ターミナル等複合施設が整備され、海を望むレストランでの食事や、旅客船クルーズを体験できます。

### （5）谷津田・森林

＜分　布＞森林はその大半が若葉区や緑区に分布し、面積は令和元年度末(2019 年度末)で約 4,742ha、市域面積の約 17％を占めます。

＜施　策＞都市緑地法等に基づき、無秩序な市街化の防止や風致・景観が優れたところを特別緑地保全地区等に指定しています（14 地区／約 122.4ha)。森林法に基づき、伐採を制限等するところを保安林に指定しています（約 7.6ha)。谷津田の自然の保全に関する要綱に基づき、多様な生態系を有し、ふるさとの原風景となる谷津田を谷津田保全地区に指定しています（14 地区／61.54ha)。

＜運　営＞管理や運営を担う土地所有者、団体等において高齢化が進み、維持管理が困難になっている状況もあります。

### （6）農地

＜分　布＞農地は、市街化調整区域となる花見川の上流部や鹿島川沿いにまとまって分布しており、市の西部や中央部等では、市街地やその周辺で農業が行われている地区が多く、農地と市街地が共存しています。

＜施　策＞農振法に基づき、平成 29 年度末(2017 年度末)で農業振興地域を 13,640ha、農用地区域を 2,141ha 指定しています。生産緑地法に基づき、令和 2 年度末(2020 年度末)で 419 地区／約 91.46ha を生産緑地に指定しています。また、農に触れ合える環境として、令和 2 年度末(2020 年度末)で 35 箇所の市民農園が存在しています。

＜運　営＞農業従事者の高齢化や担い手不足が進んでいます。また、農に触れたいと思う市民のニーズもあります。

## 緑と水辺の各フィールドでの施策の展開状況

### （7）住宅・民間施設・公共施設

＜住宅等＞工場等緑化推進要綱や宅地開発指導要綱に基づき、緑化を推進しています。また、都市緑地法に基づき、緑化意識の高い地域において、令和元年度末(2019 年度末)で 169 地区／595.7ha の緑地協定を締結しています（政令指定都市の中で最上位です)。緑化の実現や継続には、土地所有者、事業者、市民等の理解が不可欠です。

＜公共施設＞公共施設等緑化推進要綱に基づき、公共施設（建築物や道路等）の整備時等の緑化を行っています。近年では、公共施設を縮減し、それに伴って既存の緑が消失する場合もあります。

＜立体緑化＞屋上壁面緑化の助成を行っていますが、助成件数は令和 2 年度末(2020 年度末)で 3 件に留まり、施策展開が十分に進みませんでした。

### （8）空閑地

＜分　布＞利用頻度が低い土地は空閑地とされ、令和元年度末(2019 年度末)で市内一円に分布しています。今後の都市のスポンジ化に伴って、更なる増加が見込まれます。

＜施　策＞空閑地は適切に管理されなければ、不法投棄の温床等、都市環境を悪化させる要因となる一方で、土地所有者の理解が得られれば、地域の広場として活用することも可能となります。

### （9）花の空間

＜施　策＞「オオガハス」は、市の花であり、都市アイデンティティの地域資源 1 つに位置づけ、地域資源の理解度の向上を目指しています。オオガハスの系統保存や関連イベント等を実施しています。

また、平成 15 年から花のあふれるまちづくりに取組んでおり、花に関わる人づくり（花いっぱい市民活動団体の支援等）や花苗の助成（花いっぱい市民活動助成）等を行っています。3 都心（千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心）のシンボルロードや公園を中心に取組んでいます。

＜活　動＞活動に携わる市民や団体は徐々に固定化してきており、高齢化も進んでいます。

### （10）施策全般

＜連　携＞緑と水辺に関する施策は、今後の人口減少・小子高齢化のもと財政的な制約を受け、選択と集中が余儀なくされます。戦略的な施策展開や、立地適正化計画や景観計画と連携した施策展開が重要となります。

＜関わる人＞緑と水辺のまちづくりには、これまで以上に地域の力が重要なものとなります。既存の団体については、高齢化等が進んでおり、無理のない活動内容や頻度を確認していく時期にあります。また、新たな担い手として、地域と行政との間をつなぐ、中間管理組織となるまちづくり団体や、意欲ある一個人や一事業者らの参加意欲も幾つか確認できています。

＜量→質＞数多くの公園のように、ある程度ストックが蓄積されてきた状況では、ストックの質を向上させ、まちづくりに活かしていくことが重要です。例えば、公園周囲の樹木が大径木化しているところでは、周囲との物理的・心理的な隔たりが生じている状況を改善し、また、設えが古い公園では、誰もが使いやすい環境へと改善していくことが選択肢となります。また、公園の改善に留まらず、まちづくりの課題を解決をも図っていくことが重要となります。

＜情報･顕彰＞緑と水辺のまちづくりに関わる第 1 歩としての情報発信（知る、見る、触れる）は、今後も重要なものとなります。また、緑と水辺のまちづくりに意欲的に関わって良かったと思えるような仕組みとして、活動の表彰は重要です。表彰にあたっては、活動期間の長さに関わらず、地域に根ざし、魅力ある緑と水辺のまちづくりに資する取組を評価していくことも活動者のモチベーションを維持・向上させる上で有効と考えられます。

## 4　緑と水辺のまちづくりに関わる国の動向（法改正等）

### （1）都市再生特別措置法等の改正（平成 26 年(2014 年)8 月施行）

人口減少と少子高齢化を背景に、持続可能な都市経営に向けて、行政と住民や民間事業者とが一体となったコンパクトなまちづくりを促進する法改正がなされました。『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方が提唱され、立地適正化計画制度が創設されました。

### （2）「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ（平成 28 年(2016 年)5 月）

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の整備状況等を背景に、これからの都市公園等のあり方として、緑と水辺の有する多機能性をまちづくりに活かすことが重要視されました。ストックの効果を高めること、民との連携を加速すること、都市公園を一層柔軟に使いこなすこと等が挙げられています。

### （3）都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年(2017 年)6 月施行）

都市における緑を民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用を進めるため、都市緑地法をはじめとした関係法令が一括改正されました。公園、民有の広場や、農地を対象とした新たな保全・活用制度が多数創設されました。

### （4）グリーンインフラ推進戦略（令和元年(2019 年)7 月）

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方です。欧米では、グリーンインフラ推進に係る取組が進められ、我が国でも、国土交通省を中心に考え方の浸透とグリーンインフラの取組推進を目指しています。グリーンインフラの考え方は、平成 27 年(2015 年)の国連総会で決議された持続可能な開発目標（SDGs）とも親和性が高いものとされています。

## 5　本市のまちづくりや緑と水辺を取り巻く状況

### （1）持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27 年(2015 年)の国連総会で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 のゴール・169 のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。

全府省庁による施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン 2021」では、「2050 年カーボンニュートラル」の実現が盛り込まれ、SDGs やカーボンニュートラルを意識したまちづくりが必要です。

### （2）都市スポンジ化と都市のコンパクト化

国全体として人口減少・少子高齢化が進み、既成市街地においては、空閑地がこれまで以上に発生する都市スポンジ化に対応した政策転換が必要となり、立地適正化計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークを引き続き推進するまちづくりが必要です。また、まちづくりの担い手不足も懸念されるなか、多様な主体による戦略的なまちづくりが必要です。

### （3）自然災害の激甚化

世界レベルでの気候危機に伴い、自然災害の激甚化が進んでいます。千葉県内でも令和元年(2019 年)9 月の関東地方を中心とした台風 15 号、同年 10 月の関東から東北にかけての大雨及び、台風 19 号で多数の人的・物的被害が生じました。自然災害に備えたまちづくりが必要です。

### （4）新型コロナウイルスを契機としたニュー・ノーマルなまちづくり

コロナ禍において、過密解消が求められる中で、緑と水辺は、生活圏の貴重な屋外空間として、その重要性が再認識されています。健康維持のための散策、休憩、運動をはじめ、生産性を高めるための働く場等、これまでに以上に多世代が過ごせるような環境づくりをし、緑と水辺のストックを活かしたまちづくりが必要です。

## 6　市民意識

本市の緑と水辺のまちづくりに対する市民意識を平成 30 年(2018 年)から令和 3 年(2021 年)にかけて実施したアンケート調査等から把握しました（詳細は資料編参照)。

**【調査結果（概要)】**

① 千葉市まちづくりアンケート（平成 30 年度(2018 年))

・市内の緑が豊かと感じるとの回答は約 75%

・市内の水辺に親しみを感じるとの回答は約 40%

・市内の緑の量・質については、質十分との回答は約 68%、
質が十分との回答は約 49%（10 年前と比べてポイントアップ)

② 2021 年度第 2 回 WEB アンケート調査「緑とのかかわり」

・次世代に引き継ぐために充実させたい緑
上位 3 つ　身近な公園＞大きな公園＞街路樹が整備された通り

③ 2021 年度第 3 回 WEB アンケート調査「水辺や花とのかかわり」

・次世代に引き継ぐために充実させたい水辺
上位 3 つ　海辺＞海辺の大きな公園＞大きな池のある公園

・海辺や海辺の公園で充実したらよいと思うこと
上位 3 つ　ベンチ等＞景観の保全＞トイレやシャワー

・川辺や川辺の公園で充実したらよいと思うこと
上位 3 つ　ベンチ等＞景観の保全＞トイレや手洗い場

④ 2020 年度こども・若者の力（ちから）ワークショップ

緑と水辺に関する子ども達からの提案では、良好な都市環境の実現に関する項目が挙げられた

・防災や地球温暖化の防止

・ヒートアイランド現象の緩和

・生物多様性の保全等

## 7　本計画で設定するまちづくり及び緑と水辺の主な課題

千葉市基本計画原案で考慮したまちづくりの課題や、緑と水辺の現況、施策の状況、市民意識調査等を踏まえて、緑と水辺を取り巻く主な課題を整理します。

| | まちづくりの課題 | 緑と水辺の課題 |
|---|---|---|
| 災害等のリスク増大 | ・新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクの増大。<br>・地球温暖化が進行し、対策を講じない場合、風水害の増加や生態系変化による食料不足等が懸念される。 | |
| 人口の変化 | ・空き家や空閑地の増加による地域の魅力低下・治安の悪化が懸念される。<br>・公共施設・インフラの維持更新や統廃合等が様々な影響を与え、都市の利便性・老朽化の低下が懸念される。<br>・町内自治会等の地縁組織の担い手不足が生じ、地域活動の縮小等が懸念される。また、健康寿命の延伸に伴う、元気な高齢者の増加も予想され、健康で活躍できる環境づくりが必要。 | ・公園等のストックの老朽化に伴い更新が必要となるが、人口減少下での財政圧迫が懸念される。また、公園の地域配置の偏り解消も課題。<br>・街路樹の大径化や木の根による通行・歩行環境の悪化が懸念される。<br>・まちづくりの担い手不足や、担い手の高齢化が進み、既存団体の弱体化が懸念される。 |
| テクノロジーの進展 | ・経済活動やライフスタイル等、広範囲で変化が加速し、生産性の向上やインクルーシブな社会の実現等、社会的課題への解決が期待される。 | ・公園ストックは、設置から 30 年を超えたものが半数以上を占め、つくりが古い施設が多く、誰もが活用しやすい状況ではないことが課題。 |
| 持続可能な開発目標に向けて | ・気候変動、自然災害、感染症、生物多様性の喪失等の様々な課題に直面しており、持続可能な世界の実現のためには、環境・社会・経済の３側面を不可分のものとし、調和させ、様々なステークホルダーが連携・協力していくことが必要。 | ・市街化調整区域での開発等によって、緑が消失し、土地所有者等の理解を得ながらの緑の保全や緑化が課題。<br>・緑と比較して水辺への愛着が持たれておらず、水辺のなかでも海辺と比較すると川辺への愛着が持たれていないことが課題。 |

# 第 3 章　本計画における基本的な考え方

## 1　本計画のテーマ

### 本計画のテーマ／サブテーマ

**緑と水辺のストックをまちづくりに活かす**

～縄文より続く　住みやすさ日本一のまちを次代に～

この先 10 年間の緑と水辺のまちづくりを展望する本計画のテーマは、「緑と水辺のストックをまちづくりに活かす」です。これまでのまちづくりの結果、本市には多数の公園等のストックが蓄積されてきました。人口減少・少子高齢化等、社会経済情勢が大きく変化するなか、これまで蓄積してきた緑と水辺のストックの質を高め、まちづくりに活かしていくことが重要です。

また、本計画のサブテーマは、緑と水辺のまちづくりの長期的なスタンスを示すものとし、現計画を引き継ぎ「～縄文より続く住みやすさ日本一のまちを次代に～」とします。緑と水辺の都市宣言中の豊かな緑と水辺の基盤となる「縄文」、首都圏にありながら、豊かな緑と水辺に恵まれているという「住みやすさ」、これらを次代へとつなぎ、住みやすさ日本一を目指したまちづくりを長期的に展望していきます。

なお、本計画のテーマ・サブテーマともに千葉市基本計画や千葉市都市計画見直しの基本方針で掲げる目標等※1，2とも親和します。

※1　千葉市基本計画の「環境・自然」分野の目標

「気候変動に対応し、豊かな自然と共生する持続可能なまちを目指す」

※2　千葉市都市計画見直しの基本方針で掲げる都市デザインの理念

都市デザインの理念は、「ここにふさわしい都市の美しさと心地よさへの挑戦からはじまるひと中心の豊かな千葉の実現」です。この理念は、豊かな緑と水辺と、都市の利便さが共存する千葉市の 100 年先の未来を見据えながら、千葉市ならではの歩きたくなる（ウォーカブル）、暮らしやすく（リバブル）、持続可能性（サステナブル）が感じられる、美しく心地よい都市を志向するものです。この理念に沿ってまちづくりを進めていくにあたり、まちが備えているべき要素を 5 つの目標として定め、その一つ目が「すごしたくなる緑と水辺がある」です。

## 2　目指す緑と水辺の姿（全市レベルと地域レベル）

### （1）計画のつくり（3 つの階層構造）

本計画は、以下の 3 つの階層から構成します。

**第 1 のレイヤー「全市レベル」**　市全域で捉える全市レベルの緑と水辺

**第 2 のレイヤー「地域レベル」**　生活圏の身近な視点で捉える地域レベルの緑と水辺

**第 3 のレイヤー「関わる人々」**　ハード面の緑と水辺を支えるソフト面での視点

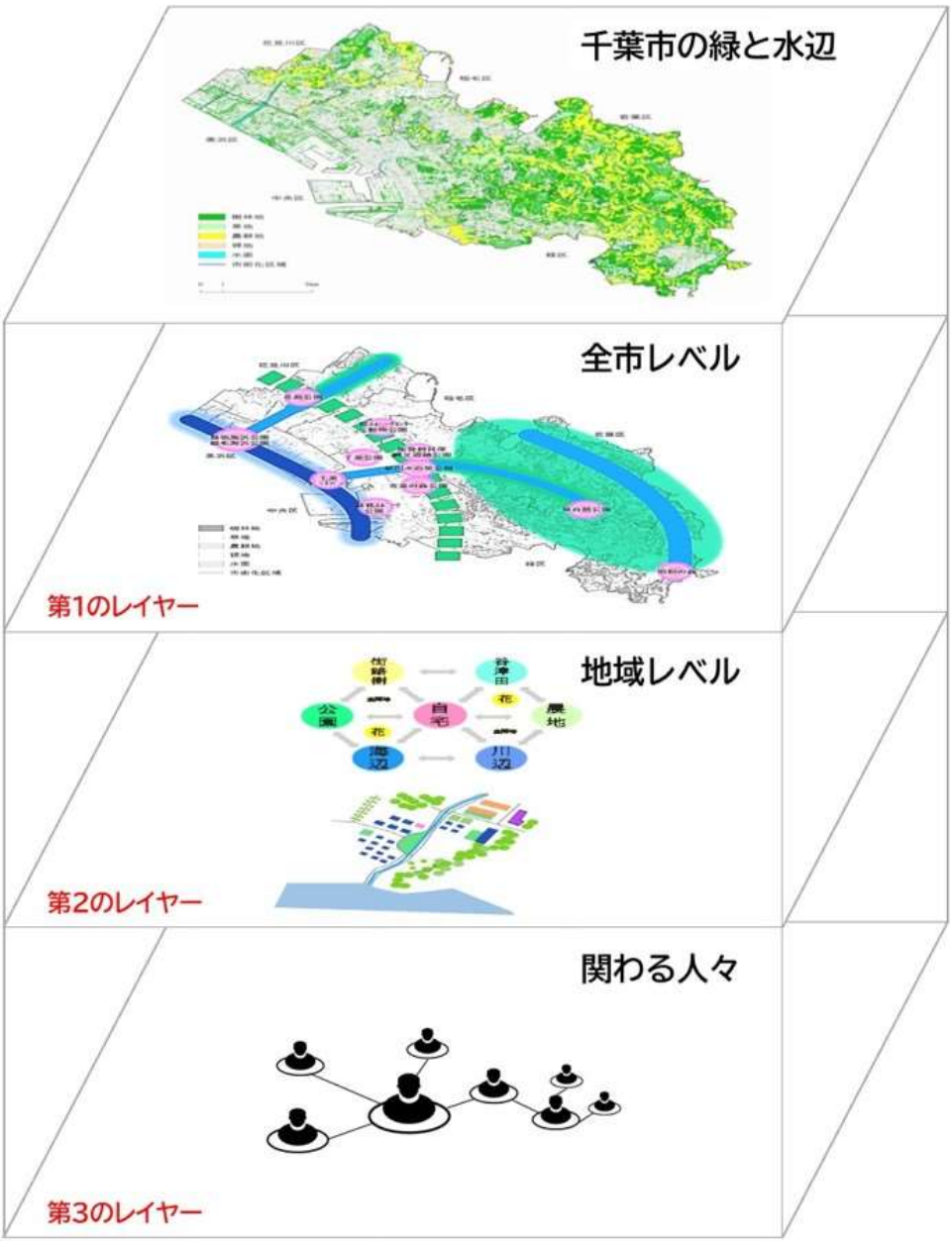


計画のつくり（3 つのレイヤー構造）

## （2）全市レベルの緑と水辺の姿

### ア　全市レベルの緑と水辺の姿

第 1 のレイヤーで目指す全市レベルの緑と水辺の姿は、右図のとおりです。歴代の計画における緑と水辺の骨格を基本としつつ、市東部の鹿島川沿いのまとまった緑と水辺の分布や区域区分境に点在する緑の分布を踏まえて設定しています。2 放射・3 環状のパターンを形成する本市の緑と水辺の骨格です。

全市レベルの緑と水辺の姿は、首都圏レベルや県レベルの広域計画とも整合し、時代が移り変わっていくなかでも、これを維持し、次代へと継承していかなくてはならないものです。

| | 本市の緑と水辺の骨格の特徴 | |
|---|---|---|
| 2 放射 | 花見川沿いの水辺軸 | 既成市街地の北側部分に位置し、無秩序な市街化を抑制する花見川とその周辺の緑です。斜面林が残存し、都川と比較すると河川幅員が広く、市民が川と触れ合いやすい環境を有している軸です。 |
| | 都川沿いの水辺軸 | 千葉都心から市東部に至る都川とその周辺の緑です。都川中上流部に斜面林が残存し、下流部は水辺に近付ける場があります。上流部は鹿島川沿いの水辺軸と同じく都市の肺となる軸です。 |
| 3 環状 | 東京湾沿いの水辺軸 | 東京湾のウォーターフロントにあたり、人工海浜の大規模公園や、海辺の千葉中央港は、本市の海辺の良さを最も享受できる場所であり、本市の海辺景観の顔となる軸です。 |
| | 内陸部の緑地軸 | 既成市街地東側の区域区分境に位置し、無秩序な市街化を抑制するグリーンベルトです。斜面林が残存し、貝塚をはじめとした遺跡群も多数分布し、本市の都市の形態形成や、縄文からの歴史性を有する軸です。 |
| | 鹿島川沿いの水辺地帯 | 本市東部で、都市計画における市街化調整区域であり、隣接市と一体となって、まとまった緑と水辺を有する区域です。鹿島川を中心に、谷津田、斜面林、谷地の農地が賦存し、本市の農産物生産の中心地であり、市街地に冷涼な空気を送りこむ都市の肺となるエリアです。 |

# 全市レベルの緑と水辺の姿

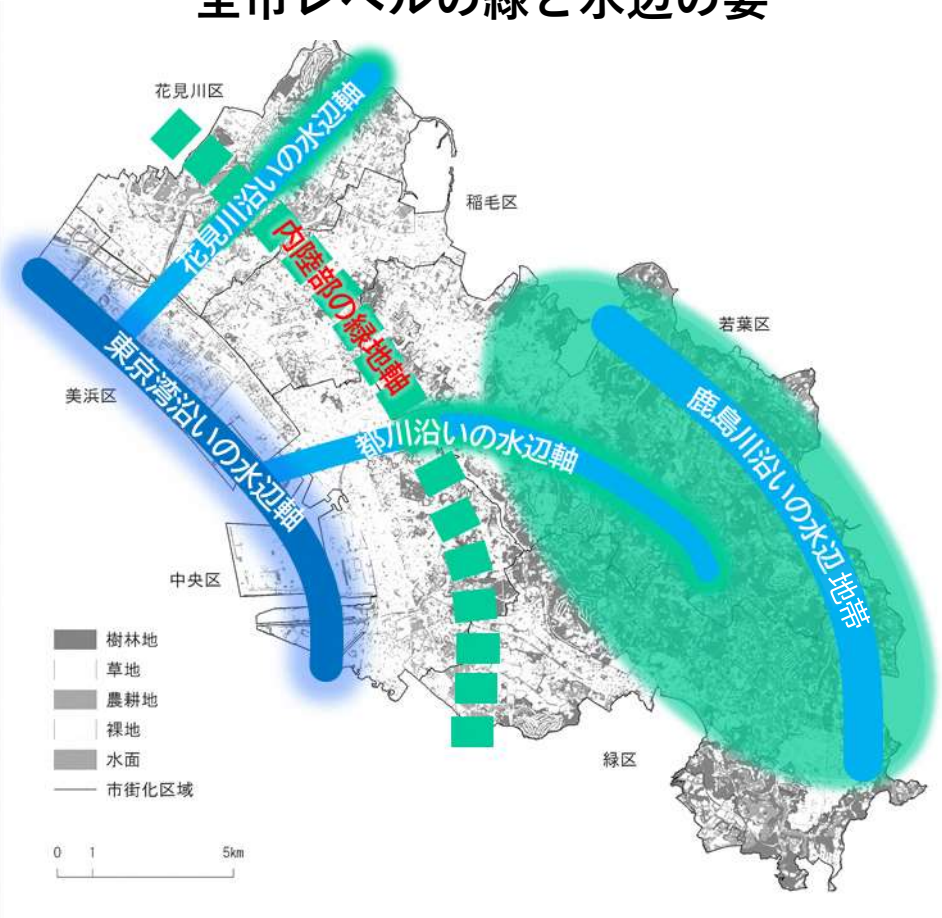


目指す緑と水辺の姿（平面図）

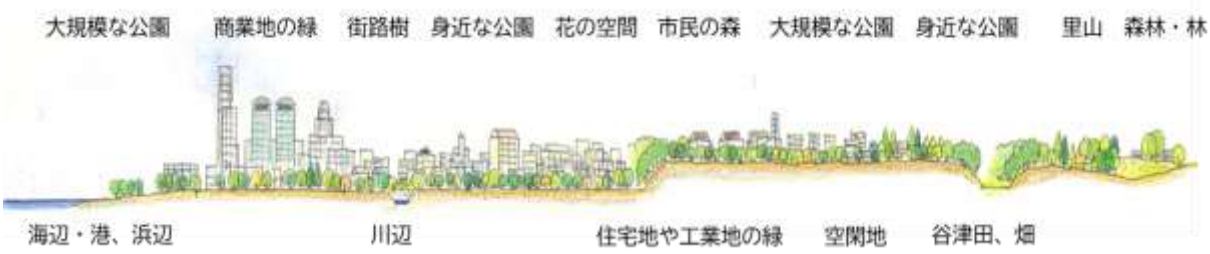


千葉市の緑と水辺のフィールド（断面図）

「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」
（平成16年3月）

「千葉県公園緑地の将来像」
（平成9年12月）

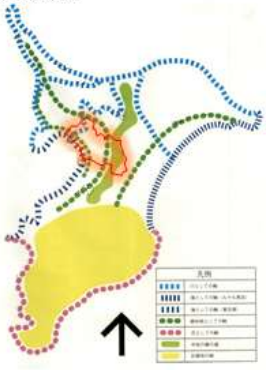

広域計画（平面図）

### イ　すごしたくなる緑と水辺の 11 拠点

歴代の計画では、緑と水辺の骨格上や骨格軸が交差する地点において、大規模公園を配置してきました。これら大規模公園は、本市を代表する緑と水辺として、市民の方々に親しまれています。大規模公園の配置は、本市の緑と水辺のまちづくりを特徴づける長年の取組の成果です。

なお、千葉公園は、緑と水辺の骨格上には位置しませんが、緑と水辺のまちづくりのあゆみを踏まえて、拠点に含んでいます。

**＜すごしたくなる緑と水辺の 11 拠点＞**

・千葉公園
・県総合スポーツセンター、動物公園
・加曽利貝塚縄文遺跡公園
・泉自然公園
・昭和の森
・千葉ポートパーク
・幕張海浜公園、稲毛海浜公園
・青葉の森公園
・花島公園
・蘇我スポーツ公園
・都川水の里公園

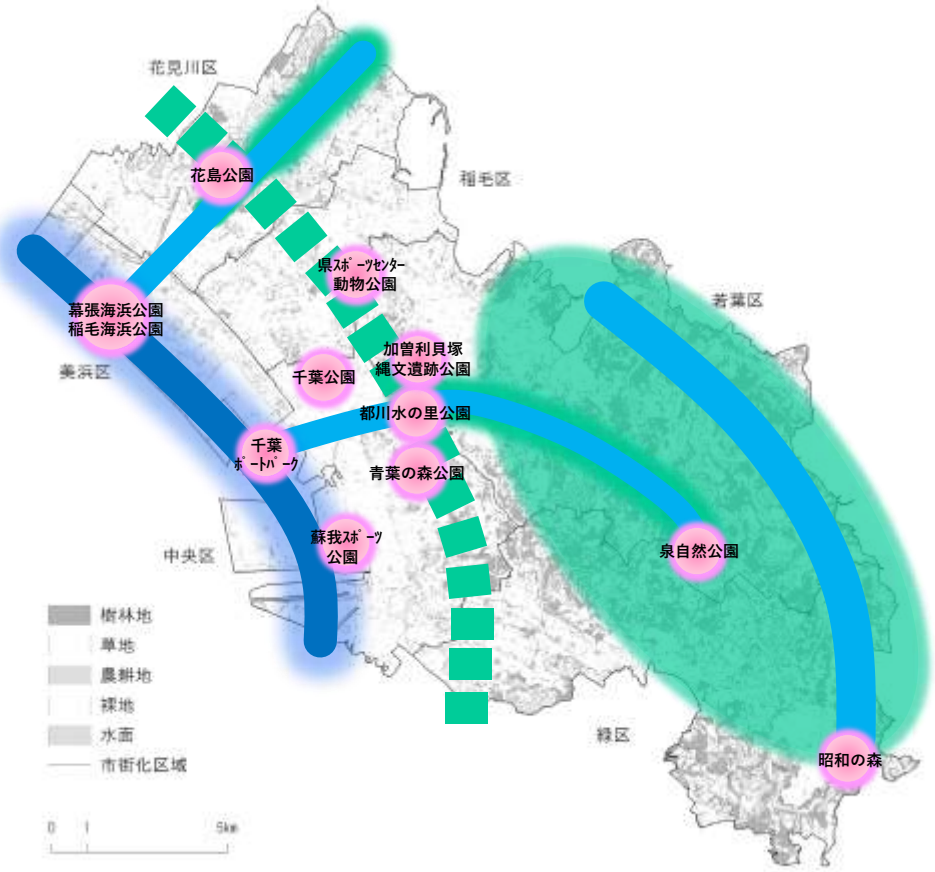


すごしたくなる緑と水辺の 11 拠点

## （3）地域レベルの緑と水辺の姿

本市は、政令指定都市のなかでもニュータウンや土地区画整理事業で形成された市街地が多く、これに伴って公園や街路樹も計画的に配置されています。市民一人当たりの都市公園敷地面積は、首都圏の政令指定都市の中では最上位ですが、これは計画的な市街地形成が一因と考えられます。

本市の市街地形成の特徴を踏まえた身近な緑と水辺の主な構成要素としては、公園や街路樹であり、地域によって、川辺、海辺、谷津田、花のある空間等が加わります。こうした状況を踏まえた地域レベルで目指す緑と水辺の姿は、右図のとおりです。本市の花であるオオガハスの花托をモチーフに生活圏内に公園や街路樹等の空間が分布し、そこに市民や野鳥等の生き物が関わっていく様子を表しています。

## （4）関わる人々の姿

人口減少・少子高齢化等を迎えるなか、まちづくりの現場では、これまで以上に地域の力が重要なものとなります。市民、団体、事業者、大学等多様な主体が、それぞれの役割を担いながら、意欲的にまちづくりに関わっていくことを重要視します。

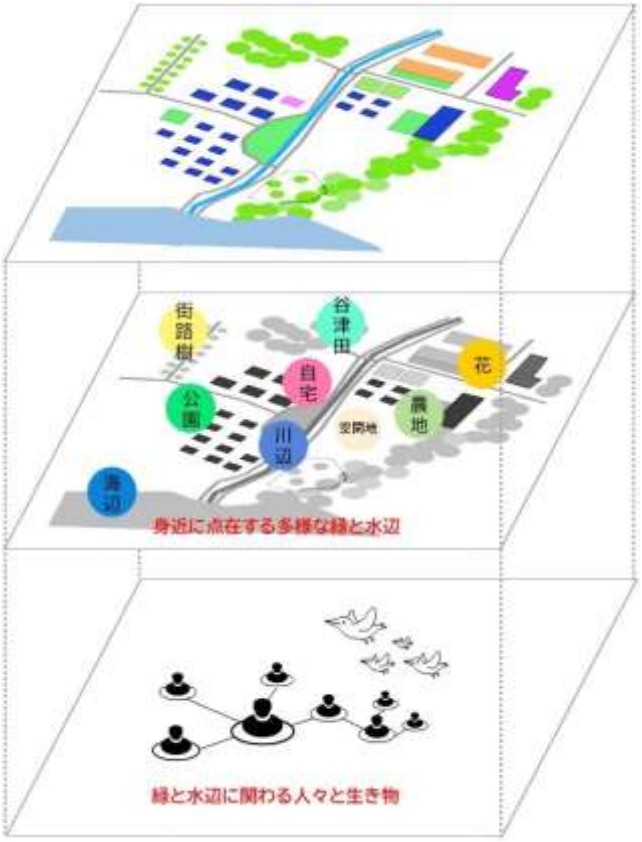


**街なかの緑と水辺の要素**

# 地域レベルの緑と水辺の姿

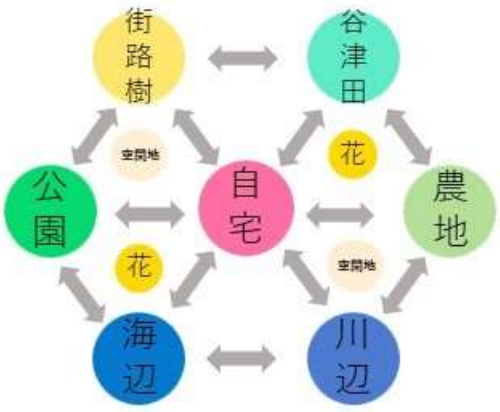


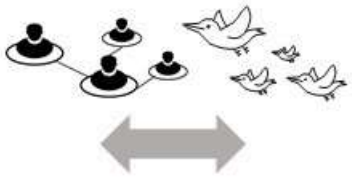

**点在する緑と水辺に**
**関わる人々や生き物が介在し**
**ネットワークをつくる**

オオガハス

花托

**地域レベルで目指す身近な緑と水辺の姿**

# 3　本計画のポイント

## （1）新たに導入する考え方（グリーンインフラ）

令和元年(2019 年)7 月に国土交通省が公表した「グリーンインフラ推進戦略」においては、グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方とされており、行政だけでなく、住民や事業者等の多様な主体の参画・連携を通じて、広く普及・促進することが狙いとされています。

グリーンインフラは、SDGs で示されている複数の課題の同時解決にアプローチする手法として有効であり、国の推進戦略では、グリーンインフラを推進するための施策として官民連携プラットフォームの創設、各種法定計画への位置づけ等が掲げられています。

本市では、国の官民連携プラットフォームに登録しており、都市緑地法の法定計画となる本計画においてもグリーンインフラの考え方を位置づけていきます。

また、本計画では、緑と水辺のストックをまちづくりに活かすこと（生活の質の向上、健康寿命、子育て、災害への備え等）を狙いとしているため、緑と水辺の各フィールドでの施策の方向性を、グリーンインフラの推進施策として位置付けます。

なお、グリーンインフラの推進施策は、グリーンインフラの保全型（緑と水辺の存在により機能を発揮するもの)、グリーンインフラの活用型（緑と水辺を活用することで一層機能が増進するもの)、そしてグリーンインフラの保全型・活用型に関わる人々の区分で提示します。

## （2）川辺におけるグリーンインフラの取組推進

今後の推進施策のポイントとして、緑と水辺のストックをまちづくりに活かし、グリーンインフラの取組を推進していくため、これまで以上にまちづくりと連携した施策展開に取組んでいきます。

また、緑と水辺の各種フィールドのなかでも、川辺の充実に関する施策に積極的に取組んでいきます。本市の緑と水辺のまちづくりの取組として、これまでは、すごしたくなる緑と水辺の 11 拠点の形成に力点を置いてきました。近年では、アーバンビーチの形成に向けて、海辺の魅力向上に関する施策を総合的に推進してきました。今後は、海辺と内陸部とをつなぐ「川辺」に関する施策を充実させていきます。

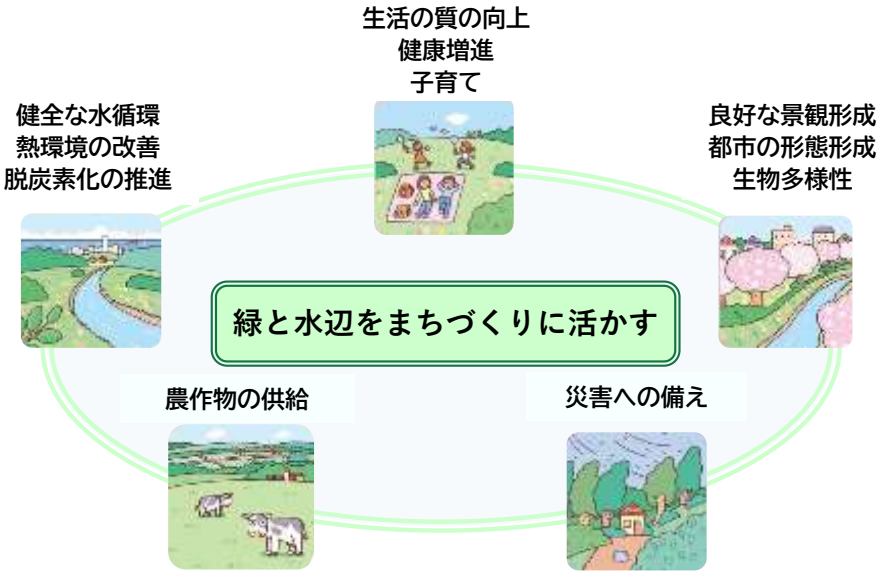


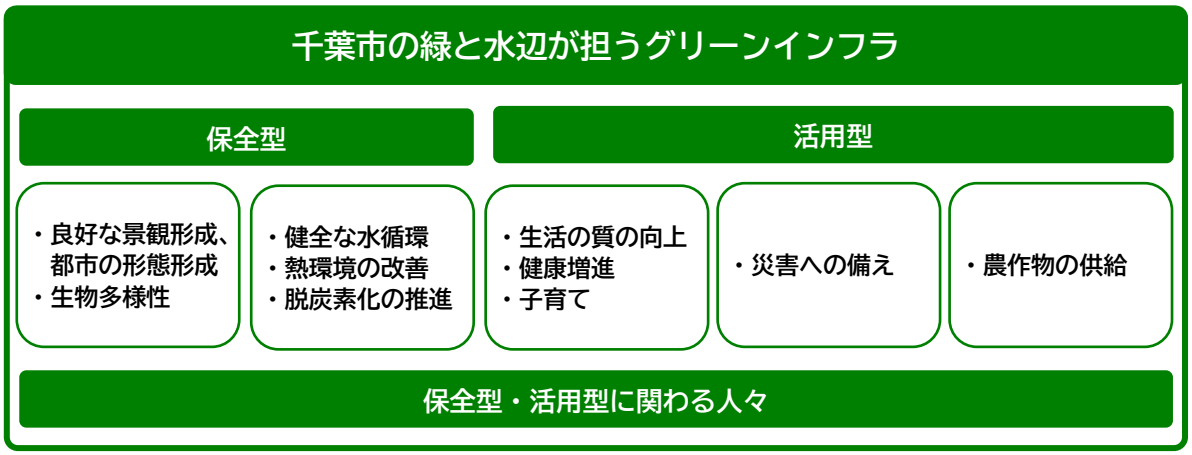


### (3) 新たに導入する考え方（都市デザイン）

「都市デザイン」とは、都市の生い立ちや地域資源等を踏まえ、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、その実現に資する公共及び民間事業を総合的かつ戦略的にプロデュースする一連の取組みのことです。

本市では、千葉市都市計画見直しの基本方針において、今後の都市づくりの前提として、「都市デザイン」の考え方を取り入れていくこととし、都市計画マスタープランをはじめ、本計画においても、この基本的な考え方を共有していきます。

# 第 4 章　緑と水辺のまちづくりに係る施策の基本的な方向性

## 1　緑と水辺の各フィールドで展開する施策の方向性

これまでの内容を踏まえ、緑と水辺の各フィールドにおいて、展開する施策の方向性の一端を示していきます（*赤字：施策展開に係る基本的な考え方*）。

| | 公　園 | 街路樹 | 川　辺 | 海辺<br>（人工海浜・港） | 谷津田・森林 | 農　地 | 住宅・民間施設<br>・公共施設 | 空閑地 | 花の空間 | 施策全般 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | *・すごしたくなる緑と水辺の 11 拠点と、身近な公園の充実* | *・街並みや景観に配慮した街路樹づくり* | *・川辺でのアクティビティの充実*<br>*・リラックスできる環境づくり* | *・官民連携での海辺の魅力向上の継続* | *・緑と水辺の骨格における緑地保全の推進*<br>*・適切な緑地管理* | *・優良農地の保全*<br>*・農とふれあえる環境の充実* | *・既存の緑の保全の促進、緑化の推進*<br>*・緑愛護の促進* | *・都市スポンジ化対策*<br>*・公園不足地域での広場的な活用* | *・オオガハスの取組の充実*<br>*・戦略的な花の空間づくり* | *・まちづくりと連携した施策の充実（量→質への転換継続）* |
| **グリーンインフラ保全型**<br>第 1 のレイヤー<br>全市レベル<br>第 2 のレイヤー<br>地域レベル | 豪雨時の雨水貯留・浸透機能を有する公園の整備を推進します。 | 豪雨時の雨水貯留・浸透機能を高める街路環境の改善について検討します。<br><br>街並みや景観を重視した街路樹づくりを推進します（シンボルロードを彩るような美観を意識した街路樹とします）。 | 親しみを感じてもらえるように河川の水質保全や、川辺の景観保全を推進します。 | 親しみを感じてもらえるように海辺の景観の保全を推進します。 | 骨格軸上の緑地保全を推進します（緑地保全のあり方について検討します）。<br><br>樹木が生育する基盤となる土中環境の改善を図ります。 | 農業生産上重要な農地の保全を推進します（農振農用地の保全）。 | 緑化敷地の改修時において、既存の緑をなるべく保全できるようなしくみを検討します（緑化基準の見直し）。<br><br>土地所有者等の理解を得つつ緑化を推進（立地適正化計画の居住促進区域内）します。 | — | — | 立地適正化計画や景観計画等のまちづくりと連携した戦略的な施策を展開します。<br><br>シームレスな空間形成を推進します（例：公園樹木の大径木化による周辺空間との心理的・物理的隔りの解消、公園と周辺施設と地続きの空間づくり）。<br><br>緑と水辺のまちづくりに関わる第 1 歩として、情報発信を充実します。<br><br>緑と水辺のまちづくりに取組んで良かったと思えるように活動者を積極的に表彰します。 |
| **グリーンインフラ活用型**<br>第 1 のレイヤー<br>全市レベル<br>第 2 のレイヤー<br>地域レベル | 官民連携で、多世代がすごしたくなる緑と水辺の 11 拠点の充実を図ります（イベントの開催、インクルーシブ、コワーキング環境等）。<br><br>身近な公園に特色を持たせエリアの公園間での機能分担（子育て、防災、農とのふれあい等）や、シンボルとなる公園の再整備を行います。<br><br>トイレを快適化します。 | 「千葉市街路樹のあり方」に基づき、道路環境に見合う街路樹となるよう改善を行います（標識や交差点付近の支障木伐採、老朽化した樹木の更新等）。 | 川辺の良さを実感してもらえるよう川辺アクティビティの充実を図ります（カヤック体験等）。<br><br>川辺でリラックスしてすごせる環境の充実を図ります（川辺の公園のトイレの改修等）。 | 海辺（人工海浜・港）における官民連携での魅力向上の取組を引き続き推進します。 | 市民が立入ることが可能な身近な林地環境の拡大を検討します。<br><br>生物多様性の向上に資するような谷津田再生エリアでの田んぼづくりや、樹林再生エリアでの森づくり等を推進します。 | 営農型太陽光発電における農業技術支援を検討します。<br><br>身近な農地等で農に触れ合えるよう市民農園の開設を促進します。 | 緑化等、緑の愛護に関わる活動を通じた地域コミュニティの形成、醸成を図ります。<br><br>園芸福祉の活動の充実を検討します。 | 都市スポンジ化対策として、また、公園不足地域への対策として、空閑地を広場等として暫定利用できる仕組みづくりをし、実装します（市民緑地認定制度の活用）。 | オオガハス関連の取組を充実します（オオガハスの PR 方針の検討、イベント充実等）。<br><br>プロムナードにおける花のふれあい道づくりを充実します。 | |
| **グリーンインフラ関わる人々**<br>第 3 のレイヤー<br>関わる人々 | 緑と水辺のまちづくりに意欲的に関わる既存団体（市民、団体、事業者、NPO 等のまちづくり団体等）を支援します。<br><br>緑と水辺のまちづくりの新たな担い手を発掘や、発掘した団体の支援を検討します。<br><br>多様な主体（意欲ある一個人、一事業者ら）が緑と水辺のまちづくりの担い手となれるよう、まちづくりに柔軟に関われるような仕組みづくりを検討します。 | | | | | | | | | |

## 2　本計画において設定する目標

本計画に基づく施策推進の成果指標（中間目標含む）を 5 つ設定します。

グリーンインフラ 保全型の施策では、緑と水辺の存在が重要となるため、成果指標を緑被率とし、緑被地は容易に消失しやすいため、現状維持（±1%）を目標とします。

グリーンインフラ 活用型の施策では、緑と水辺の骨格上での取組を充実させるため、成果指標を大規模公園の利用者数とし、現状から 10%アップを目標とします。また、市民意識を重視し、花や緑が豊かと感じている市民の割合について、約 5%アップの 80%を目標とします。また、身近な水辺に親しみを感じている市民の割合は、特に川辺に関する施策を充実させるため、約 25%アップの 50%を目標とします。

グリーンインフラ 関わる人々の施策では、地域に根ざし、魅力ある緑と水辺のまちづくりに資する取組が重要となるため、成果指標を計画期間内での緑と水辺のまちづくりに関する表彰の受賞数とし、計画期間内で累計 10 の表彰を目標とします。

**本計画における取組の成果指標**

| 指標 | 令和 5 年度<br>（2023 年度）<br>当初 | 令和 9 年度<br>（2027 年度）<br>中間 | 令和 14 年度<br>（2032 年度）<br>成果 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| グリーンインフラ　保全型 | | | | |
| 緑被率 | 48.6% | 現状維持<br>（±1%） | 現状維持<br>（±1%） | 当初調査時点は<br>令和 2 年度<br>（2020 年度） |
| グリーンインフラ　活用型 | | | | |
| 大規模な公園の利用者数 | ○○○万人 | ○○○万人<br>現状 5%up | ○○○万人<br>現状 10%up | 当初調査時点は<br>令和 4 年度<br>（2022 年度） |
| 市内の花や緑が豊かと感じている市民の割合 | 75.3% | 77.5%<br>現状約 3%up | 80.0%<br>現状約 5%up | 当初調査時点は<br>平成 30 年度<br>（2018 年度） |
| 身近な水辺に親しみを感じている市民の割合 | 40.2% | 45.0%<br>現状約 10%up | 50.0%<br>現状約 25%up | 当初調査時点は<br>平成 30 年度<br>（2018 年度） |
| グリーンインフラ　関わる人々 | | | | |
| 緑と水辺のまちづくり活動の表彰数 | 受賞数 0 | 受賞数 5<br>期間内での累計 | 受賞数 10<br>期間内での累計 | 当初調査時点は<br>令和 4 年度<br>（2022 年度） |

# 第 5 章　計画の推進と進行管理

## 1　計画の推進

本計画は、この先 10 年間の緑と水辺のまちづくりに関する中長期的な施策の基本的な方向性を示すものであり、緑と水辺の各フィールドで展開する具体的な施策については、基本的には本市の実施計画（計画期間は 3 年を想定し、基本計画で示したまちづくりの基本方針の実現に向けた具体的な取組みを示すもの。）に位置付けて推進します。取組にあたっては、社会実験のように試行的に施策を展開し、成果を確認しながら、次の展開を考えていくことも取入れていきます。

また、本計画に基づく基本的な方向性に即して、より詳細な施策展開や考え方を整理・提示することが必要なものについては、別途、「千葉市街路樹のあり方」のように、個別施策の推進に係る方針や考え方を策定します。

## 2　進行管理

本計画で設定する目標や施策の基本的な方向性に基づく個別施策の進捗状況については、計画期間の概ね中間的な年次に達成状況や進捗状況を把握し、必要に応じて、目標値や基本的な施策の方向性について、見直しを行います。

# 資料編

# 1　市民意識調査の結果

**【各調査の概要】**

①　千葉市まちづくりアンケート（平成 30 年度(2018 年度)）

・千葉市新基本計画の進捗状況の把握・分析に役立てるため、市民を対象に日頃の生活で感じていることやまちづくりに関する意見を収集することを目的としたアンケート調査

《調査対象》

2018 年 6 月末時点の住民基本台帳から、無作為に抽出した市内に在住する 15 歳以上の市民 1 万人

《調査実施時期／回収数》

平成 30 年 9 月 30 日～10 月 29 日／3,398 件

②　2021 年度第 2 回 WEB アンケート調査

・緑と水辺のまちづくりプランの改定に向けて、市民の「緑とのかかわり」を把握することを目的としたアンケート調査。

《調査対象》

市内在住・在勤・在学者

《調査実施時期／回収数》

令和 3 年 4 月 30 日～5 月 10 日／1,047 件

③　2021 年度第 3 回 WEB アンケート調査

・緑と水辺のまちづくりプランの改定に向けて、市民の「水辺や花とのかかわり」を把握することを目的としたアンケート調査。

《調査対象》

市内在住・在勤・在学者

《調査実施時期／回収数》

令和 3 年 6 月 1 日～6 月 10 日／1,013 件

④　2020 年度こども・若者の力（ちから）ワークショップ

「わたしたちの住みたい・つくりたい未来の千葉市」について

・子ども達が自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見交換や自分が住む市や社会に対する考えを深め、市政やまちづくりの施策に活かすことを目的としたワークショップ。

《実施時期》

2020 年 7 月～12 月（全 10 回）／小学 3 年生～中学生（延べ 136 人）

### ①千葉市の緑の豊かさについて

○緑の豊かさについては、「そう感じる」「どちらかと言えばそう感じる」と回答した人は、75.3%でした。一方で、「そう感じない」「どちらかと言えばそう感じない」と回答した人は 22.8%でした。

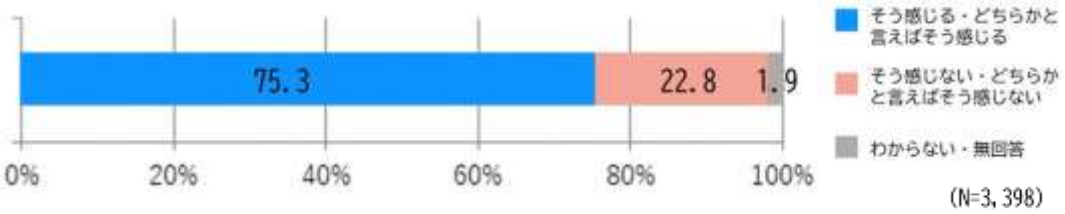


### ②千葉市の水辺の魅力度について

○水辺が魅力的だと感じるかについては、「そう感じる」「どちらかと言えばそう感じる」と回答した人は、40.2%でした。一方、「そう感じない」「どちらかと言えばそう感じない」と回答した人は 52.2%でした。

### ③千葉市の緑の量・質について

○市内の緑の量・質については、「量・質ともに十分」と回答した人は、39.5%でした。一方、「量は十分、質は不十分」と回答した人は 28.1%、「質は十分、量は不十分」と回答した人は 9.1%、「質・量ともに不十分」と回答した人は23.3%でした。
○平成 21 年度(2009 年度)の調査と比較して、令和 3 年度(2021 年度)には、いずれの回答も状況が改善しました。量が十分との回答は約 68%となり、質が十分との回答は約 49%となりました。

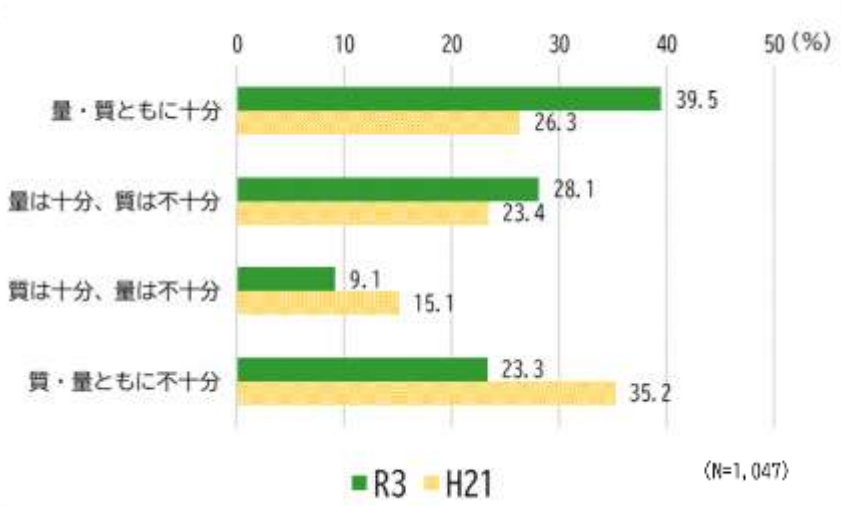

### ④市内で次世代に引き継いでいくために充実させたいと思う緑

○次世代に引き継いでいくために充実させたいと思う緑については、歩いて行ける身近な公園、施設の整った大きな公園や、街路樹が整備された通りといった「生活圏内の緑の充実」と、里山や動物公園・植物園といった「千葉市の自然やいきものに親しむ緑の充実」が挙げられました。

### ⑤次世代にも引き継いでいくために充実させたいと思う水辺

○次世代にも引き継いでいくために充実させたいと思う水辺については、川辺・海辺の大きな公園といった「拠点の水辺の充実」と、「川沿いや海沿いの水辺の充実」が挙げられました。

## ⑥千葉市の水辺において、充実したらよいと思うこと

○千葉市の水辺において、充実したらよいと思うことは、「水辺と親しみながらリラックスして過ごせる環境」、「ウォータースポーツや釣りといったアクティビティを楽しむ環境」や、「水辺の景観を保全する取組」が挙げられました。

■千葉市の「海辺」や「海辺の公園」において、充実したらよいと思うこと

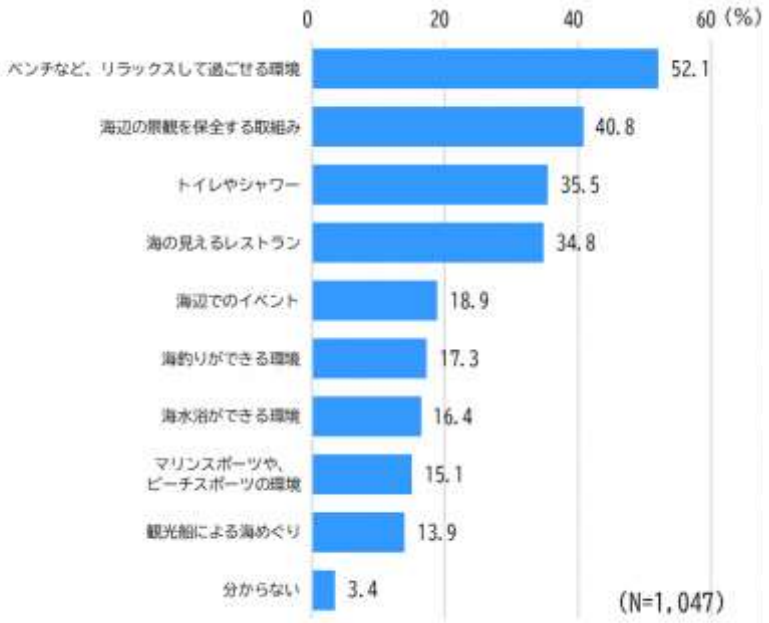


■「川辺」や「川辺の公園」において、充実したらよいと思うこと

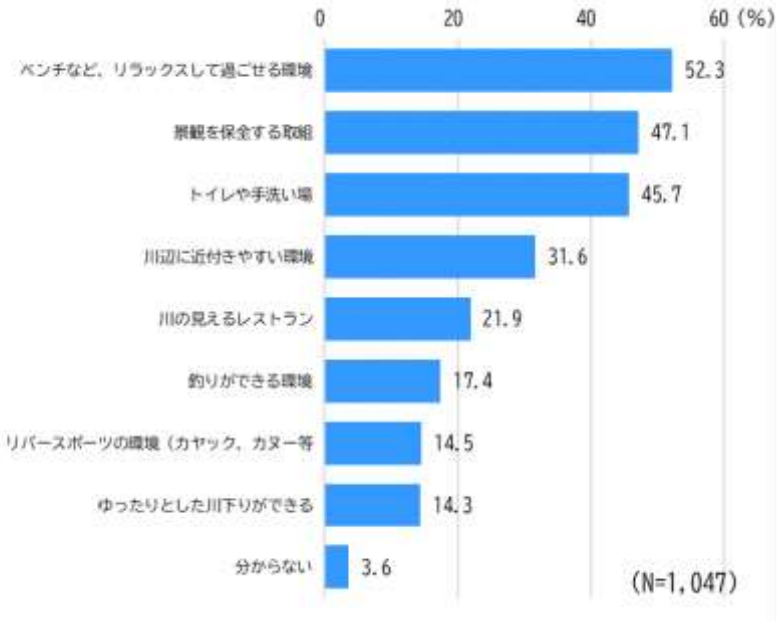

## ⑦「わたしたちの住みたい・つくりたい未来の千葉市」について

○千葉市基本計画の策定に向けた、市民参加の取り組みとして、子ども達が、10 年後に目指したい市の姿について考え、市に提言を行いました。
○緑と水辺に関する提案では、防災や地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等、良好な都市環境の実現に関する項目があげられました。

ワークショップの様子

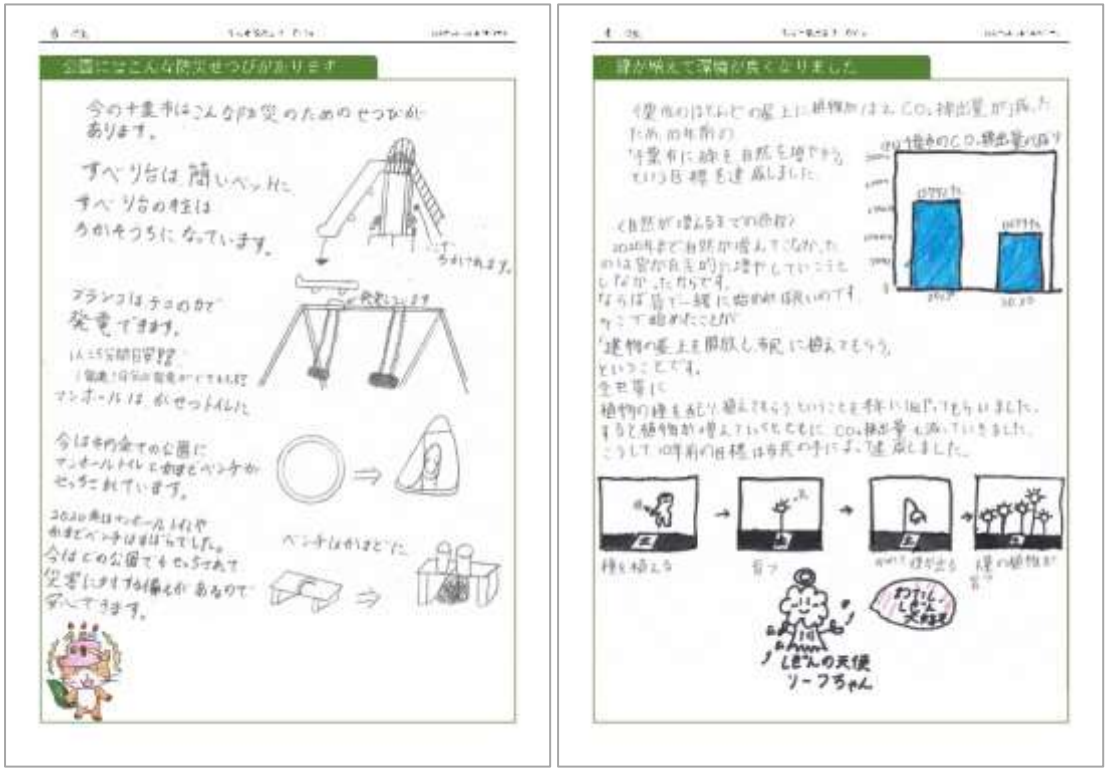


子ども達からの提案（2030 年の市政だより）

## 2　現計画の振り返り

現計画では、「みんなの手で育みつなごう！緑と水辺」をテーマに、取組の基本方向を「緑の質を高めいのちが育つ空間を守っていこう」、「緑と水辺の魅力を伸ばし、潤いとにぎわいを創りだそう」、「緑の大切さを認識し、地域で行動する人の輪を広げよう」とし、緑と水辺の保全と活用を推進する施策の方向性を掲げました。

計画全体では 4 つの成果指標を設定し、市民実感に関する 2 指標は、「市内の花や緑が豊かと感じている市民の割合」と、「身近な水辺に親しみを感じている市民の割合」であり、いずれも目標を達成しました。しかし、緑の確保に関する 2 指標は、いずれも目標が達成できませんでした。「緑被地の確保目標」は、平成 21 年度(2009 年度)の数値にほぼ近い値でしたが、維持はできず、また、「市街化区域の緑地の確保目標」は、目標を大幅に下回りました。生産緑地や保存樹林、工場等緑化協定の指定地区において面積減が生じ、民有の緑を法令等の適用制度で担保することが困難でした。

**■既往計画（千葉市緑と水辺のまちづくりプラン（平成 24 年(2012 年)4 月～）**

**（テーマ）**

**みんなの手で育みつなごう！緑と水辺**

**（サブテーマ）**

**縄文より続く住みやすさ日本一のまちを次代に**

■現計画の成果指標

| 指標 | 平成 21 年度（2009 年度）時点 | 令和 4 年度（2022 年度）目標 | 令和 4 年度（2022 年度）成果※5 |
|---|---|---|---|
| **市民実感に関する指標** | | | |
| 市内の花や緑が豊かと感じている市民の割合 | 62.3% | 7 割以上 | 75.3% |
| 身近な水辺に親しみを感じている市民の割合 | 36.4% | 4 割以上 | 40.2% |
| **緑の確保に関する指標※3、4** | | | |
| 緑被地※1 の確保目標 | 13,302ha※1<br>48.9% | 現状維持 | 13,218ha※2<br>48.6% |
| 市街化区域内の緑地の確保目標 | 1,330ha<br>10.3% | 1,410ha<br>11.0% | 1,340ha※2<br>10.4% |

※1　緑被地…樹木や草地等で覆われている土地
※2　令和 2 年度(2020 年度)調査の結果
※3　平成 21 年度(2009 年度)の緑被調査では、緑被地の最小集計単位が 300 ㎡と 100 ㎡の 2 つがあり、現計画上は、300 ㎡での集計値を記載しています。令和 2 年度の緑被調査では、最小集計単位を 100 ㎡としており、現計画の成果の検証にあたっては、100 ㎡単位の集計値で比較しています。
※4　国土地理院による測量の精密化により、令和 2 年度に市域面積が減少
※5　市民実感に関する指標は平成 30 年度(2018 年度)時点の数値であり、緑の確保に関する指標は令和 2 年度(2020 年度)時点の数値

（参考）市街化区域内の緑地の確保目標

| 指標 | 平成 21 年度（2009 年度）時点 | 令和 4 年度（2022 年度）目標 | 令和 4 年度（2022 年度）成果※5 |
|---|---|---|---|
| **緑の確保に関する指標** | | | |
| 市街化区域内の緑地の確保目標 | 1,330ha<br>10.3% | 1,410ha<br>11.0% | 1,340ha<br>10.4% |
| **内訳** | | | |
| 公有地 | 849ha | 890ha | 903ha |
| 民有地 | 481ha | 521ha | 437ha |